

奈良県森林クラウドシステム
導入検討業務仕様書

奈良県 環境森林部
森林環境課

1. 総則

本仕様書は「奈良県森林クラウドシステム導入検討業務」（以下、「本業務」という。）の仕様を定めるものであり、以下の本文中「奈良県」を甲、「受注者」を乙という。

（１） 件名

令和7年度奈良県森林クラウドシステム導入検討業務

（２） 業務期間

契約締結日から令和7年12月22日（月）

2. 業務目的

本業務は、奈良県地理情報システム（以下、「現行システム」という。）に搭載しているデータを奈良県版森林クラウドシステム（以下、「新システム」という。）へ移行するとともに、紙媒体やその他のツールを用いて管理・手続きされている各種行政手続等（届出・許可申請、受理、承認、通知）について、新システムを介した電子申請により行うためのシステム導入可否及び他システムとの連携方法を検討し、新システム導入に必要な基礎調査及びシステム要求事項等を整理するものである。

3. 関連法令等

本業務の履行及び作業にあつては、次の関連法令を遵守し、その主旨・目的に留意して業務を遂行すること。

- （１） 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- （２） 森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）
- （３） 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- （４） 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- （５） 森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- （６） 森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）
- （７） 森林経営管理制度に係る事務の手引（平成30年12月31日30林整計第714号林野庁森林整備部計画課長通知）
- （８） 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- （９） 測量法施行令（昭和24年8月31日法令第322号）
- （10） 測量法施行規則（昭和24年9月1日建設省令第16号）
- （11） 国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月31日国国地第190号）
- （12） 国土交通省作業規程の準則（平成20年3月31日国土交通省告示413号）
- （13） 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日法律第63号）
- （14） 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- （15） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）
- （16） 著作権法（昭和45年法律第48号）
- （17） 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（郵政省告示第73号）

- (18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (19) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 23 日法律第 57 号）
- (20) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 2 年 12 月版）（総務省）
- (21) 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 22 日条例第 19 号）及び奈良県内関係市町村の個人情報保護に関する条例
- (22) 奈良県情報セキュリティ基本方針（平成 31 年 3 月改定）及び奈良県内関係市町村の情報セキュリティに関する規則等
- (23) 森林クラウドシステムに係る標準仕様書（森林クラウドシステム標準化検討委員会）
- (24) 森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン（森林クラウドシステム標準化検討委員会標準仕様検討ワーキンググループ）
- (25) 総合行政ネットワーク基本規定（地方公共団体情報システム機構）
- (26) 昨今の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）（令和 4 年 3 月 1 日林野庁森林整備部計画課通知）
- (27) その他関係法令、規定、通達等

4. 技術者要件

本業務においては、森林法に規定されている図書類・行政事務、及び測量法に規定される地形情報等を取り扱う新システムの導入検討を行うため、乙は自治体の森林管理行政や地図情報等に関して精通している管理技術者及び担当技術者をそれぞれ最低 1 名以上配置するものとする。

なお、技術者は、下記資格又は実績を 1 つ以上有する者を本業務に配置するものとし、技術者間の兼務は認めない。

- (1) 文部科学省認定「技術士（森林部門）」
- (2) 一般社団法人日本森林技術協会認定「森林情報士」のうち「森林GIS1級」
- (3) 公益社団法人日本測量協会認定「空間情報総括監理技術者」
- (4) 経済産業省認定「情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリスト）」
- (5) 経済産業省認定「高度情報処理技術者（スキルレベル4）」
- (6) 過去 5 年以内に国、都道府県又は市町村（これらを構成員とする団体を含む）でのクラウド型 GIS システムもしくは林政手続の電子申請機能を有する森林 GIS システムの構築関係業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

また、乙は、上記技術者要件とは別に事業者として、過去 5 年以内に国、都道府県又は市町村（これらを構成員とする団体を含む）でのクラウド型 GIS システムもしくは林政手続の電子申請機能を有する森林 GIS システムの構築関係業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

5. 業務内容

(1) 計画準備

乙は、本業務を実施するにあたり、業務実施体制及び業務工程表等をまとめた業務計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

(2) システム要求事項整理

乙は、新システムへ搭載検討している下記機能ごとの業務フローを作成するとともに、システム導入に必要な仕様要件を整理するものとする。

なお、業務フローの作成にあつては、(5)に記載するシステム間のデータ連携の詳細についても併せて整理するものとする。

- (ア) ログイン制御機能
- (イ) 基本機能及び地図操作機能
- (ウ) 森林簿・森林計画図管理機能
- (エ) 森林異動情報管理機能
- (オ) 林地台帳・林地台帳地図管理機能
- (カ) 伐採及び伐採後の造林届・管理機能
- (キ) 森林の土地の所有者届出管理機能
- (ク) 森林経営計画作成・管理機能
- (ケ) 造林補助申請機能
- (コ) 美しい森林基盤整備補助申請機能・特定間伐等促進計画管理機能
- (サ) 保安林管理機能
- (シ) 施業履歴管理機能

(3) 情報収集・整理

乙は、新システム利用想定者(市町村、森林組合、事業者等)に対し、ヒアリング調査を行い、上記記載の搭載検討機能ごとの業務実態の把握及び個別機能別の要求事項の情報収集に加え、新システムの導入課題(端末配備状況及び通信速度、システム接続に係る支障事項等)の結果を報告書として整理するものとする。

なお、ヒアリング対象者については別途甲と協議して決定することとし、15団体程度を想定。

(4) 移行対象データ調査・整理

乙は、上記記載の搭載検討機能ごとの移行対象データ(新システム利用想定者ごと)の種類・容量の概算を調査し、整理するものとする。

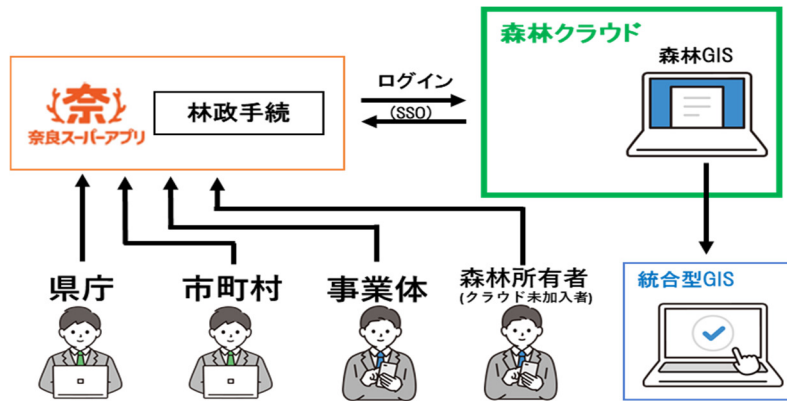
(5) 他システム連携検討・整理

乙は、他システム(奈良スーパーアプリ及び統合型GIS)とのデータ連携に関する検討を行い、新システムとデータ連携するうえでの課題やその解決策等について比較表を作成するものとする。その際、LGWAN回線やインターネット回線のどちらで構築するのが望ましいか等についても検討したうえで整理すること。

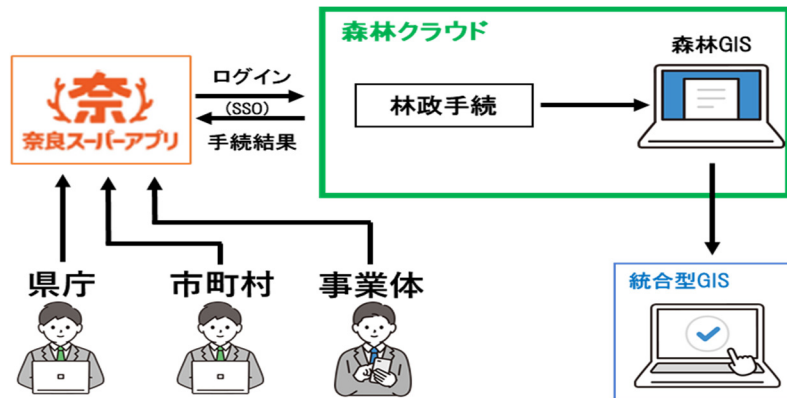
また、新システムと他システムの連携については下記パターンを想定。検討を行う中でより実現性の高い他の連携方法が出てきた場合は当該パターンも含めた検討・整理を行うものとする。

なお、本業務は本県庁内ネットワークがβ'モデルへ移行することを前提とした検討を行うこととし、新システムへの影響がある場合にはその内容を整理するものとする。

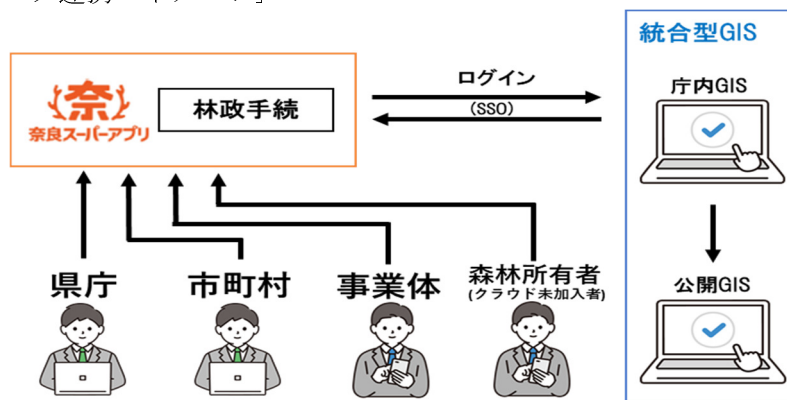
(ア) 各種林政手続を奈良スーパーアプリで処理・地図情報を森林クラウドで処理
 [データ連携のイメージ]



(イ) 奈良スーパーアプリを申請窓口とし、各種林政手続及び地図情報を森林クラウドで処理
 [データ連携のイメージ]



(ウ) 各種林政手続を奈良スーパーアプリで処理・地図情報を統合型GISで処理
 (森林クラウドを他システムの内部で構築するもの)
 [データ連携のイメージ]



6. 打合せ協議及び中間報告

(1) 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、成果品納品時に加え、業務の進捗に応じて適宜行うものとする。打合せ回数は5回程度を基本とするが、甲の要請及び業務遂行上必要と思われる場合はその限りではないものとする。(業務着手と成果品納品時以外においてはWEB会議等にて行うことも可能)

業務着手時には業務計画による業務レビュー、中間協議では業務進捗の確認と今後の展開、納品時には納品前の事前確認を行うものとする。

なお、打合せ事項について、乙はその都度「打合せ記録簿」を甲へ提出するものとする。

(2) 中間報告(令和7年7月11日(金)までに)

乙は、5. 業務内容(4)及び(5)の整理内容について、報告資料を作成し、甲に対し中間報告を行うものとする。

7. 成果品及び完了検査

(1) 成果品

本業務の成果品については下記のとおりとする。

(ア) システム要求事項整理報告書(業務フロー及び仕様要件)

(イ) 情報収集(ヒアリング調査)内容整理報告書

(ウ) 移行対象データ調査報告書

(エ) 他システム連携検討内容報告書

※それぞれ印刷1部及び外部媒体に記録したPDFデータ1セット

※(ウ)(エ)については中間報告時に提出

(2) 完了検査

甲は、上記(1)に掲げる成果品について、契約書及び本業務仕様書等に基づき、必要な検査を行うものとする。

検査において指摘があった場合には、乙は甲の指示に従い適正に対応するとともに、再度確認を得なければならない。

8. 一括委託又は一部下請けの禁止

乙は、原則として、本業務の全部ないしは一部を第三者に再委託をしないこと。

ただし、再委託の内容及びその他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を甲に申請をし、承諾された場合は除く。

なお、本業務に伴う成果物については、受託者が最終責任を負うこととし、これが受注者と再委託者との契約等によって担保されていること。

9. 守秘義務

乙は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

10. 個人情報保護の取扱

乙は、業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

11. 疑義

乙は、本業務の実施にあたり本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙で協議を行い、乙は甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。

12. その他

- (1) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は奈良県に属するものとする。
- (2) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りや不備があった場合は、乙の責任において速やかに修正しなければならない。
- (3) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。
- (4) 成果品及び業務遂行の過程で作成された図表、資料等の著作権等、一切の知的所有権は甲に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、甲の承諾を必要とする。
- (5) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。
この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。